

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年7月8日(2010.7.8)

【公表番号】特表2009-500319(P2009-500319A)

【公表日】平成21年1月8日(2009.1.8)

【年通号数】公開・登録公報2009-001

【出願番号】特願2008-519145(P2008-519145)

【国際特許分類】

C 07 F 9/117 (2006.01)

C 07 C 229/12 (2006.01)

C 07 C 229/76 (2006.01)

C 07 H 19/167 (2006.01)

【F I】

C 07 F 9/117

C 07 C 229/12

C 07 C 229/76

C 07 H 19/167

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月19日(2010.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

S - アデノシル - L - メチオニン及びN , N , N - トリメチルグリシンからなる群から選択される、フィチン酸又はリン酸化イノシトールとのメチル供与化合物の塩又は錯塩であって、フィチン酸は、金属カチオンと塩を形成する1つ又は複数のリン酸基を有する、塩。

【請求項2】

前記メチル供与化合物が下式：

$SAME \cdot n [(C_6H_{(18-x)}O_{24}P_6) \cdot M_{y/a} \cdot N_{(x-y)/b}]$

(式中、SAMEはS - アデノシル - L - メチオニン分子であり、

nは1～3の範囲の整数であり、

0 x 12、

0 y x、

M及びNは一価又は多価の金属カチオンであり、

a及びbはそれぞれM及びNの酸化状態である)を有するS - アデノシル - L - メチオニンである、請求項1記載の塩。

【請求項3】

前記メチル供与体が下式：

$mTMG \cdot n [(C_6H_{(18-x)}O_{24}P_6) \cdot M_{y/a} \cdot N_{(x-y)/b}]$

(式中、TMGはN , N , N - トリメチルグリシン分子であり、

m及びnは1～10の範囲の整数であり、

0 x 12、

0 y x、

M及びNは一価又は多価の金属カチオンであり、

a 及び b はそれぞれ M 及び N の酸化状態である) を有する N , N , N - トリメチルグリシンである、請求項 1 記載の塩。

【請求項 4】

前記カチオン M 及び N がアルカリ金属カチオン又はアルカリ土類金属カチオンである請求項 2 又は 3 に記載の塩。

【請求項 5】

前記カチオンがカルシウム及びマグネシウムである請求項 4 記載の塩。